

第35回平成22年12月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年12月6日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時50分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	河邊 恵
--------	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

## 5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	請願第 2 号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、 教育諸条件の整備・充実を求める請願書 (提案～委員会付託)
日程第 5	議案第 1 1 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第 1 1 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 1 1 6 号	与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定について (提案理由説明)
日程第 8	議案第 1 1 7 号	与謝野町暴力団排除条例の制定について (提案理由説明)
日程第 9	議案第 1 1 8 号	丹後地区広域市町村圏事務組合の解散について (提案理由説明～表決)
日程第 1 0	議案第 1 1 9 号	平成 2 2 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 4 号) (提案理由説明)
日程第 1 1	議案第 1 2 0 号	平成 2 2 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号) (提案理由説明)
日程第 1 2	議案第 1 2 1 号	平成 2 2 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 3 号) (提案理由説明)
日程第 1 3	議案第 1 2 2 号	平成 2 2 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) (提案理由説明)
日程第 1 4	議案第 1 2 3 号	平成 2 2 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (提案理由説明)
日程第 1 5	議案第 1 2 4 号	平成 2 2 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (提案理由説明)
日程第 1 6	議案第 1 2 5 号	平成 2 2 年度与謝野町財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (提案理由説明)
日程第 1 7	議案第 1 2 6 号	平成 2 2 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより第35回平成22年12月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

議事日程の審議に先立ち、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうは大変暖かい日になりましたけれども、12月も6日の日を迎えました。いよいよ本年も後残りわずかとなってまいりました。ことしは皆さん方にいろいろと熱心な審議をしていただきながら、いろいろな議題が前向きに進み、また、いろいろな変革があった年ではないかというふうに思っております。

そんな中で、9月定例会におきまして特別委員会の議会活性化特別委員会を立ち上げていただき、委員の皆さんには早速にアンケート調査の実施もしていただいております。また、その他の委員会の皆さんにおかれましても、研修の成果を十二分に発揮されて、議会の活性化なり活発な議論ができますような体制を整えていただいております。

今定例会は、ことしの最後の定例会であります。これまでの反省等を踏まえながら立派な、活発な、町民の皆さんに満足していただける議会になすりまことをお願いしておきたいと思っております。

なお、本日は本会議が終わりました後、全員協議会を開催をいたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日、着物議連の方が中心になられてお声かけがあり、何人かの議員が着物姿で出席しております。見苦しい点もあるかもわかりませんが、お許しが願いたいというふうに思っています。一言余分でございましたか。

以上、今定例会、よろしく願いをいたします。

町長から発言を求められておりますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 改めまして、皆様おはようございます。

きょうはすてきな着物姿で議員の皆さん方がご参集いただいております。うっかりいたしております、私自身も着てこようと思っていたんですけども、平服で申しわけございません。

暦の上では、もう大雪を迎えまして、そろそろ大江山連邦も冠雪の季節を迎えるころとなりました。本日は第35回平成22年12月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。

本定例会では人事案件2件、条例の制定2件をはじめ今年度の補正予算8件など、都合13件の重要議案をご審議いただくこととしております。特に犯罪被害者支援と暴力団排除の二つの条例は京都府警察と当町との連携の中で、町民の皆様の安心・安全の生活を支えるために、ぜひとも必要との考えから、京都府北部でも先進的な取り組みとして、その制定をお願いしたいというふうに思っております。また、一般会計補正予算(第4号)におきましては、住宅改修助成事業の助成金の増額や鳥獣被害の拡大防止のための予算、それに商工業者の金融支援事業として信用

保証料の増額補正などをお願いしております。これらに加え、このほど国の補正予算が成立したことに伴いまして、地域活性化交付金、きめ細やかな交付金が地方公共団体に交付される予定となっておりますので、今後、早急に事業の取りまとめを進める中で、本定例会に追加の補正予算としてお願いしたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、長引く不況の中で懸命に生活をされておいでの方々の皆様をお支えするために、できることから始めてまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（井田義之） 次に、垣中教育長から、加悦中学校の件についての発言を求められておりますので、これをお受けいたします。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 改めましておはようございます。

貴重な時間をいただき感謝申し上げます。このたびの加悦中学校教諭によります不祥事につきまして、議員をはじめ町民の皆様へ報告とおわびを申し上げさせていただきます。

まず、初めに平成20年、平成21年の教員のたび重なる不祥事の上に、さらなる不祥事を引き起こし、学校教育への不信の回復どころか、不信を増幅することになりましたこと、まことにざんきに堪えず、与謝野町の教育財政を預かります者として、その責めを重く受けとめ、議員をはじめ町民の皆様へ深く陳謝申し上げます。

本不祥事につきましては、既に新聞等の報道によりご存じかと存じますが、当該教諭は朝倉一平教諭で、25歳、数学担当、公務分掌は3年担任、生徒指導主任、野球部顧問等を務めていました。事象の概要は、当該教諭が担任している女子生徒の悩み等について相談にのり、指導、助言等を継続的にしている中で、次第に親密になり、平成21年11月から交際を始め平成22年2月から本事象の発覚時まで、生徒を教育、指導する教員として、あってはならない不適切な行為、性的関係に及んでいたものであります。当該教諭の行為は、教員として断じて許されるものではなく、生徒、保護者はもとより、町民及び府民の皆様への公教育に対する期待と信頼を裏切り、まさに教育公務員としての信用を根底から覆し、著しく失墜させる不祥事であり、そのため当該教諭は京都府教育委員会より、教育公務員としての信用失墜はもとより、社会に与える影響は極めて大きく、その責任は重大事であるとして、地方公務員法の規定にのっとり、懲戒処分が付され、10月14日付で懲戒免職処分となったところです。また、上司であります校長につきましては10月25日付で所属教職員を監督、指導すべき職務がある者としての責任上、ボーナスの勤勉手当の減額を伴います文書訓告の処分を受けたところです。

なお、処分に至ります経過ではありますが、当該教諭から提出されました9月17日付、てんまつ書に基づき、9月18日、私どもによります当該教諭からの事情聴取、事実確認を行い、これを踏まえまして9月22日、京都府教育委員会によります当該教諭からの事情聴取、事実確認が行われました。これに基づき、所定の手順、手続を経て京都府教育委員会議の議決によって懲戒処分となった次第であり、校長につきましても同様であります。

次に、本件にかかわります経緯と対応等についてであります。本件は9月13日、夜、宮津警察署から当該教諭に京都府の青少年の健全育成にかかわります条例に抵触する行為があるとの連絡により、校長の知るところとなり、たまたま居合わせました当該教諭への事実確認で認める

こととなり、校長は即刻、当該教諭を翌9月14日より自宅謹慎を命ずるとともに、本職への報告により本件が発覚した次第であります。また、学校では本件発覚後、本件への対応を検討、私どもとも協議し、相談し、当該生徒が在学中でありますので、対応の柱を当該生徒の人権を守ること、及び全生徒の精神的動揺やショック等の影響による教育活動の停滞を招かないことを基本方針として対応に努めてまいりました。9月16日、朝には全校集会を開き、生徒へ本不祥事発生の報告と謝罪をし、信頼回復への決意を述べ、生徒の本件への対応について指導依頼するとともに、同日、夜、全保護者集会を開催し報告、謝罪し、信頼回復への決意を表明し、当該生徒の人権を守ることを第一義とし、本件への対応と生徒指導の方針及び教育活動への影響、とりわけ3年生の進路実現の保障を柱とした措置、取り組み方針を説明、理解を求め、協力を依頼したところであります。

同時に3年生の一部には過去、20年度、21年度に不祥事を起こした教員が担任であった生徒もいますので、精神的動揺やショック等により心身の変調を訴える生徒も懸念されますので、その心的ケアのためにも全生徒、担任との面談を実施するとともに、京都府教育委員会からカウンセラーの増員派遣や時間増の介助を得て、生徒の心理的同様等の対応に取り組んでまいります。

また、数学科教員1名が不在となり、数学授業に差しさわりができますので、京都府教育委員会からの後任の教員の配置があるまでの期間、町の費用で非常勤講師を措置し、人材難で十分な時間を確保できませんでしたが、進路受験を控えた3年生の授業の保障に対応してきました。

なお、11月29日、府教委から正式の後任が配置され着任し、現在では教員体制は旧に復しております。さらにPTA、保護者の皆さんと連携協力いただき、善後策のための10回になんなんとします本部役員会、また、学年委員会の開催を踏まえまして、報告と謝罪、今後の対応を柱にPTA、学校との共催の集会を都合2回、また、学年別懇談会を2回開催いたしました。これとは別に子供たちが平静に楽しく学業にいそしみ、悔いの残らないよう。また、伝統ある加悦中学校の生徒として胸を張って学校生活が送れるように、PTAが一つになって、子供たちを支えていくことを確認いたしました。PTA独自の集会開催等の取り組みに見られますPTA、保護者の皆様方の御理解と御支援をいただきました。深く感謝申し上げます。

おかげをもちまして現在、生徒たちは平静に日常の学習活動に励み、殊に3年生につきましては、希望進路の実現に向けて教員ともども学習に励んでいるとの報告を受けているところであります。

再度、平成20年、21年の教員のたび重なる不祥事の上に、さらなる不祥事を引き起こし、学校教育への不信を増幅することになりましたこと、まことにぎんきに堪えず、申しわけなく、その責めを重く深く受けとめ、重ねて深く陳謝申し上げます。

なお、平成20年の桑飼小学校教諭の不祥事の発生を重大、かつ深刻に受けとめ、当委員会はもとより町内校長会を先頭に教職員一丸となって、失った信頼回復に向けて取り組み、努力して参っていただけに、今回の不祥事を教職員一同、大きなショックとともに怒りをもって受けとめております。そして、教育者としての倫理観の涵養及び保持に努め、殊に若年教員の教師である以前に一社会人たるべく、みずからみずから律せられる自立性と、自分に責任を持てる自立心の涵養を図り、その資質向上に努めて信頼失墜行為の根絶と、信頼回復に向け教育活動に一層精励、努力する決意をしていますことを申させていただきますとともに、今後も議員の皆様を

はじめ町民の皆様方にご指導、ご鞭撻、並びにご支援をお願い申し上げ、報告と謝罪及び決意の表明とさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

お時間を割いていただきましてありがとうございました。

議長（井田義之） それでは、これより日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦についてほか12件であります。以上、13件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第116条の規定により、9番 家城功議員、10番 山添藤真議員、以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月24日までの19日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと求めます。よって、本定例会の会期は本日から12月24日までの19日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のために申し上げます。

最初に総務常任委員会が研修視察をされていますので、報告をお願いいたします。

勢旗委員長

総務常任委員長（勢旗 毅） おはようございます。それでは、総務常任委員会は去る11月24日から25日にかけて愛知県の大口町、高浜市を視察いたしましたので、それにつきまして報告いたします。まことに申しわけありませんが、資料を配付しておりませんので、よろしく願いいたします。

11月24日、大口町の視察の目的は、協働のまちづくり、この応援の仕組が、どのように組み立てられているかと、ここを課題としておりまして、この大口町、町の概要について申し上げますと、人口は2万2,108人、世帯数が7,820世帯、名古屋から直線で18キロ、愛知県の北西部にございまして、町の総面積が13.5km<sup>2</sup>という非常に小さな町でございます。経常収支比率78.4%、財政力指数1.61%と非常に健全な町だと、こういうことでございます。ここは平成12年から住民の参画と参加のまちづくりを行政指導で取り組みをされている、そういう先進の町であります。平成12年度にはNPO活動促進条例が制定をされました。まちづくりの団体の登録だけでなく、国のNPO促進法に準じた町独自のNPO団体の登録制度をつくり、町を元気づける住民の取り組みを支援する仕組みづくりを行っているところであります。現在、NPO団体は37ございます。まちづくり法人が8法人、これを専任の職員が、まちづくりの団体やNPOの支援に駆けずり回っておられると、こういうことでございますし、住民参加のまちづくりを目指す一つの職員の働き方と、このようなものも勉強させていただきました。さらには活動資金も、例えば財団法人民間都市開発機構、民都機構のまちづくりファンドからの拠出や、毎年町の支出によって基金が整備をされているところでございます。これらの取り組みの中から本年度、まちづくり基本条例がつくられました。まちづくりの担い手として住民、行政、議会の

役割が明確にされると同時に、住民参加の仕掛けを行政がしっかりとつくり、住民へ提起をする  
と、こういう状況でございます。ここではNPOが町の条例で定められている。これ5人が、そ  
の一つの目的できちんと組まれたら、それをNPOとして認めると、こういうことござい  
ます。それから民都機構、この民都機構というのは、この町の場合でいいますと第三セクターの加悦  
総合振興が借り入れをしているのが民都機構でございますが、ここで、ここからのファンドの取  
り組みがされておるといことで、また、私は、この財源の確保というのは、我々の町でも検討  
する余地があるのではないかなと、こんなことを思いました。それから、まちづくり基本条例の  
考え方、住民参加のまちづくりで職員がどういった役割を果たすか、それから、もう一つ重要な  
ことは、その職員の姿勢として切り捨てるということではなく、いかに生かして育てるか、こ  
ういうことを徹底をされておると、この辺を伺ってまいりました。

11月25日には、高浜市へ参りました。人口4万5,086人、世帯数1万7,214世帯、  
議員数が、ここは16名でございます。町の面積は13km<sup>2</sup>、三河平野の南西部、名古屋から  
25キロの位置にある。こういった市でございまして、財政力数1.15%、自主財源比率  
69.1%、第二次産業就業比率52.9%は、全国第1位と、このように承ってまいりました。  
視察の目的は行政改革と高浜市総合サービス株式会社の現状について勉強をまいりました。  
ここでは集中改革プランで持続可能な自立した基礎自治体に向けた取り組みと、こういうこと  
で、財政力の強化、住民力の強化、職員力の強化と、この取り組みが柱になっておりまして、大いに  
参考にできると、このように思ったところでございます。特に高浜市総合サービス株式会社につ  
きましての見方は、いろいろあるわけでございますが、この会社は、市が5,000万円を全額  
出資し、一人株主の会社で、市長が社長、21年度は売上高6億4,200万円、当期利益が  
1億8,200万円で、主な事業としては公共施設サービス、医療事務サービス、給食サービス、  
用務員サービス、市役所窓口サービスと、事務支援サービス、水道事業サービス、交通防犯サー  
ビス事業、物販サービス事業、清掃サービス事業等の事業を市や、あるいは民間から受託をして  
おります。高浜市からは、この会計に委託料3億3,100万円、30の業務を委託をしており  
まして、会社は、これを換算しますと137人というのが出ておると、こういうことござい  
まして、これを市の場合で考えますと約85人の市の職員に匹敵をするかなといことで、その費  
用を計算しますと6億300万円、3億3,100万円を委託しておる、委託料でございますの  
で2億7,200万円が節減されておると、こういう計算をはじいておられました。現在の市の  
職員数は270人、臨時職員が全体で4名しかおられないと。

それから、これは類団より30人少ないと、高浜市総合サービスは正職員が78名、臨時職が  
181人で、合計259人という大きな会社に育っております。ここは第二次産業、第二次就業  
比率、これは瓦が町の産業といところでございすけれども、この形態から、あるいは非常に  
名古屋に近いところでございますので、当期利益の状況、あるいは、この辺の就業状況から見て  
も、特別、この会社が安い賃金になっているとは考えなかったわけでございますが、官から民へ  
の流れと同時に、民間の仕事も取っておるといことで、この辺がどうなのかと。それから、市  
職員の仕事を区分する考え方、このことについては、さらにいただきました資料を、これから分  
析をしなければならないと、このように思っております。

それから、組織構造改革で、職員を縦の配列から横の配列に変えることで、課というものがご

ございません。課制というものが無いわけでごさいます、グループ制が導入をされております。業務に応じた人員配置、意思決定の迅速化、あるいは責任の明確化を実現をしておられると、こういうことで、すべての職員が住民とつながる。そういう仕組みになっておると、このように学んでまいりました。

こういった先進的な組織改革を学ぶことができたと思っております。幸い二日間、好天に恵まれて、この行政視察というのは文教委員会としても初期の目的を上回る勉強ができた、このように思っております。初めて、二つとも交付税の不交付ということを見せていただきました。しかし、どこの町であっても大変な努力をされておると、このように感じて帰ったところでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 次に、広報特別委員会が研修視察をされましたので、報告をお願いいたします。  
野村委員長。

広報特別委員長（野村生八） 去る10月26日、27日に広報特別委員会において視察研修を行いましたので、報告をさせていただきます。お手元に報告書を配付をさせていただきましたが、簡単に報告させていただきます。

まず、北栄町広報広聴常任委員会、鳥取県ですが、ここに行きました。そして、株式会社北星社、豊岡市にあります。この2カ所に視察をさせていただきました。まず、北栄町の広報広聴常任委員会ですが、驚いたことは、委員が立候補制をとっておられると、立候補制でありながら6人の委員がきちんと確保され、ときには定数をオーバーすることもあるという、それを聞いただけでもわかる、非常に活発な広報活動をされている町でございました。しかも議会基本条例が最近、制定されたわけですが、それに基づく広聴、町民からの声を聞く部分も、この広報委員会が受け持たれて、名前も広報委員会ではなくて、広報広聴委員会という、こういう活動をされておられました。議会だよりの発行についても、そういうことで大変活発で積極的な活動をされておられました。まず、「正しく、見やすく、読みやすく」ということで、中学生でも読めるものにするということ。読んでいただける、そういうものにしなければならないということで、週刊誌的な表現を用いたり、非常に複雑なレイアウト、そしてまた、委員の皆さんが大変手間暇かけて議会中も準備されているという、こういう取り組みをされていて、その結果、昨年度の全国最優秀賞を獲得された、こういう議会誌をつくっておられる活動をされておられます。

そういうことで、例えば、一般質問は議員から出していただくのは質問の側だけで150字、それも議員から出されたものは要約として委員会は受けとめて、委員会の責任でもって文章を全部つくり上げると、だから、出されたとおりではなくて、基本的に文章をレイアウト、すべてインデザインなどを使って、入稿まで全部委員会がされているという、そういう非常にしっかりとした広報編集の姿勢と、そして、編集の権限を持って自分たちでつくり上げるというものをつくっておられました。したがって、一般質問の答弁のほうは委員会がつくられると。質問と答弁を同じ字数つくと、こういうことまでされておりましたし。それから、一般質問はうちのところでは発言順にずっと並べるわけですが、ここでは項目によって、すべて並べかえると。しかも一人が3項目、4項目出されても、全部、今言った150字で載せると。一人が1項目だけ載っている場合や、4項目あっちこっちに出てくるという、こういうものを全部編集されるという、そういうことまでやられておりました。そして、見出しも10文字以内で、自分たちで必



要な見出しもつけながらの、そういう議会だよりづくりに取り組んでおられました。こういう内容を研修させていただきました。

また、北星社ですが、豊岡市という地方にありながら60億円を超える売り上げ、そして、330人という従業員を抱えて全国展開をされているという、印刷の総合会社という形でやっておられる。プロの、そういう目線を見た議会だよりに対する姿勢、あるいは、当町の議会だよりを見ていただいて、それをプロの目で意見を聞かせていただくという形で視察をさせていただきました。北栄町は雑誌的な、非常に複雑な派手な作りをしていましたが、北星社のほうは非常にシンプルな作りをされていて、シンプルでありながら見やすく、非常に読みやすくという形で入りやすいという、そういう広報なり、あるいは雑誌等々の取り組みをされているという内容を学びました。とりわけ空白の使い方ですね、大体、空白が30%ないと読みづらいというふうに言われてきたんですが、それをどう使うかというところが非常に難しいわけですが、プロでも難しいんだという話を聞きながら、当町の議会だよりを見ていただいて、手直しなり意見を出していただきながら、いろんなご意見を寄せていただきました。この二つの視察をして、委員会としてまとめを、先日の広報委員会でさせていただきました。

一つは北栄町と北星社という非常に対照的な、派手な紙面とシンプルな紙面という対照的な紙面づくりを研修することができました。その結果、今まで当町の議会だよりというのはシンプルで、どうやって派手さを出すかということが、時間をかけずに作るかということが非常に課題だなというふうに思っておったわけですが、その結果、今の議会だよりよりもっとシンプルで読みやすい形で取り組むことがいいのではないかという結論になりました。それから、タイトルはやはり11文字以内ぐらいにしないと、レイアウト上も、あるいはタイトルとしての機能上も、こういうことが大事ではないかなということ、特に北栄町等を視察して感じました。それから、答弁と質問で字体を変えるということ、北栄町でやっておりましたし、北星社でも、それは非常に有効だという話をお聞きしまして、これについては、ぜひやりたい。あるいはテーマごとにレイアウトをするとか、写真は角を丸めるとか、斜度をつけるとか、そういうこともやっておられまして、こういうレイアウトの吸収したものは、ぜひ取り入れたいなというふうにまとめさせていただきました。

それから、ホワイトスペースについては非常に難しいですけども、今回の視察で、いろいろと学びましたので、これを生かした紙面づくりに、これから挑戦していきたいというふうに思います。

それから、広聴までというのは、とても我が広報委員会ではできないというふうに思いますが、それに、議会の内容を町民に知らせる姿勢を、さらに強めていくという、こういうために必要な記事をつくったり、それから、さらに見やすく、読みやすい紙面をつくるために広報委員会の編集体制をより柔軟に、さらに強めていくという、こういう必要があるというふうなことを、皆で話し合いました。

それから、北栄町は、議会基本条例をつくって、広聴も頑張っておられるという関係もあって、議会だよりの配布先というのは非常に多くのところに配布されていたという内容も研修させていただきました。当町では、できるだけ早く配布先を、まだ、少ないという実態がわかりましたので、ふやしていきたいと、そのために印刷の部数がふえていく可能性もあるわけですが、

その辺はご理解をいただきながら、ぜひふやしていきたいというふうなことを委員会でまとめさせていただきました。

これから、視察で得た成果を、ぜひ次の議方日より、19号からの議会だよりの編集に生かしていきたいということで、まとめさせていただきます。以上で報告とします。

議長（井田義之） 次に、議会活性化特別委員会が視察研修をされましたので、報告をお願いします。今田委員長。

議会活性化特別委員長（今田博文） 活性化特別委員会、11月29日に兵庫県多可町というところに視察に行かせていただきました。多可町、非常に皆さん、なじみがないといいますが、名前を聞かれた方も少ないのではないかなというふうに思いますけれども、丹波町の下といいますが、瀬戸内側、それから西脇市にも面しております、人口が2万3,000人、それから面積が180km<sup>2</sup>ということで、平成17年に3町合併をされました。そういった意味では、うちの与謝野町と非常によく似た町だというふうなことで視察先に選ばせていただきました。うちの議会は9月定例会で特別委員会を立ち上げたわけですが、多可町さんは、ことしの6月議会に特別委員会を立ち上げられまして、今、議論の最中でございます。そういった非常に慌ただしいといいますが、そういった中にお邪魔をさせていただきました。

当日、対応していただきましたのは、議長さんと事務局の方が2人と、特別委員会の構成は13名、特別委員に選任されております。それから、議長さんだけ別枠といいますが、委員にはなっておられない、定数が14と、こういう多可町を視察させていただきました。まだ、改革の検討課題というのも、既に決められておまして10数項目ピックアップされておりますけれども、まだ、十分に検討をされておられません。しかし、その中でも一つ、二つ、決定をされておる事項がありまして、そのことについては、既に実施をされておるとい部分もありました。うちの議会も、そういった部分では検討課題、まだ、決めておりませんが、決めた部分から実行するのか、あるいはすべて終わってから実施に移すのか、そういった部分でも非常に参考にさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げました議長さんの対応でして、その議長さんが大変雄弁な方ございまして、我々10時の予定だったんですけれども、9時半に役場につきまして、12時まで2時間半ほど、ずっとお話を聞かせていただいたり、こちらが質問をさせていただいたり、やりとりをさせていただきながら勉強をさせていただいたんですけれども、その対応、答弁はすべて議長さん一人でお答えになられました。非常に幅広い考え方、柔軟な考え方を持っておられる議長さんで、非常に勉強をしておられるなというふうな思いで感じさせていただきました。

2点、その研修の中で、私自身が気づきましたといいますが、強く感じたことがございます。それは議会報告会を重点にしておられるということ強く感じさせていただきました。まだ、その議会報告会をされた経緯はないわけですが、今すぐにでもやりたいと、住民の皆さんの中へ飛び込んで議会報告会をやるべきだという方と、いやいやそうではないと、今行ったら、我々、十分勉強して、もっと知識を蓄えながら住民の皆さんの中に、報告会に出て行かなければ、とても対応できないと、こういう二つの意見があるということで、まだ、されておられないというふうに伺っておりますけれども、非常に積極的な議員さんが何人かおられるというふうにお伺いをいたしました。

それから、もう一つは議員定数でございます。18名の議員定数だったようでございますけれども、14名に減らしたというふうなことをお聞きしました。その議長さんのお言葉によりますと、少し減らし過ぎたかなと、18名を14名、4名減になるわけですがけれども、今、考えると2名ぐらい減のほうがよかったかなというふうな思いで、議長さんの意見として述べられておりました。

この二つが、私自身は強く印象に残りました。まだまだ、十分まとめておりませんし、報告もさせていただきますけれども、また、議会事務局に、その資料といたしますか、報告書を据え置いておきますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。それから、もう一つは基本条例を立ち上げるといいますか、制定するということは決めてはおられませんけれども、そういうことも十分視野に入れて検討委員会、議論をされておるというふうに私自身は感じました。

以上、簡単ですが報告にかえさせていただきます。

議長（井田義之） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に与謝野町宮津中学校組合議会定例会の報告をお願いいたします。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、過日、11月4日、開催されました平成22年度与謝野町宮津市中学校組合第4回の定例会の報告をさせていただきます。簡単にさせていただきます。

この中学校組合の議会は、岩滝の庁舎の3階の大会議室で行われました。提出されました議案につきましては、2議案でございまして、一つは平成22年度与謝野町宮津市中学校組合の補正予算、それから、もう一つは平成21年度の中学校組合の歳入歳出決算でございます。二つの議案が提出されました。一つは、この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,448万4,000円を追加いたしまして、1億6,449万5,000円とするものでございまして、さらに一時借入金の最高額を1億円と、これは学校の体育館の耐震工事に伴う資金の関係でございます。こういう二つの内容でございました。歳入の主なものとしましては、前年度繰越金が決定をいたしましたので、それと教育の分担金、この二つの増額でございます。また、歳出につきましては、主なものとしましては、教職員のエアコンだとか、あるいは備品台帳の整理、さらには電子黒板の活用の委託料など、さらに一時借入金の利子など、こういったものが、歳出が主なものでございました。特に大きな問題はございませんので、全員で賛成いたしまして、可決をいたしました。

それから、平成21年度の与謝野町の与謝野町宮津市の中学校組合会計の歳入歳出の決算でございますが、歳入総額が7,321万8,537円で、歳出が6,133万1,439円、差し引きで1,188万7,098円の黒字でございました。黒字決算でございます。歳出で特に申し上げるものはございませんが、昨年と比べまして、財政規模が大きく、多少ふくらんでおるわけで、1,000万円弱膨らんでおるわけですがけれども、これは学校のICT整備、環境整備事業に取り組んだと、これが大きな要因でございまして、そのほかにつきましては、通常の経常経費の計上でございました。特に大きな問題もなく、皆さんの賛成で可決承認をされております。

以上、簡単ではございますけれども、中学校組合の定例会の報告とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いいたします。

13番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 平成22年第3回宮津与謝消防組合議会の報告を簡単にいたします。平成22年11月4日、午後2時から開会をされました。議案としましては専決処分、宮津与謝消防組合の手数料条例の一部改正する条例、また、公平委員会の選任、火災予防条例の一部の改正、また、補正予算の第2号等ございましたが、やはり一番大きな議案は平成21年度の消防組合の一般会計の決算の認定についてでございます。簡単に決算の概要をお知らせさせていただきますが、まず、基本的に収入の収支は歳入が8億4,323万9,000円、歳出が8億2,888万8,000円ということで、歳入歳出差引額が1,435万1,000円でありました。実質収支は1,435万1,000円、単年度収支は566万8,000円であります。皆さんご存じのように歳入の総額のうちの分担金8億204万4,000円ということで、総額の95.1%でございます。また、歳出のほうも、ご存じのように人件費が6億9,383万5,000円というふうな形でございます。

こういった中で、特別な問題もなく、全員で賛成されたわけでございますが、災害状況につきましては火災件数が14件ということでございまして、前年対比6件の減であります。しかし、死者が3人というふうなことで、前年対比、死者が3人増、また、負傷者が1人増となりました。

それから、この火災によります損害額は2,152万8,000円ということでございまして、これも前年対比631万3,000円の増となりました。それから、救助につきましては15件ということで、前年対比12件の減、それから救急業務につきましては救急事故の発生状況は1,967件ということでございます。事故種別では、急病が1,248件、交通事故が212件、一般負傷が258件、その他249件でありました。あと職員のほうも大きな異動はございません。現在86名の職員がお世話になっていますが、特別大きな異動もなく、特に報告することはございません。まことに簡単でございますが、以上、宮津与謝消防組合議会の報告とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、丹後地区広域市町村圏事務組合議会定例会の報告をお願いいたします。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 第3回の丹後地区広域市町村圏事務組合議会の定例会に出席をいたしましたので、報告をいたします。

日時は22年10月28日、午前10時からということで、京丹後議会の議場でございます。内容は平成21年度の丹後地区広域市町村圏事務組合の一般会計の歳入歳出決算の認定についてということで、歳入が2,338万911円、歳出が1,165万3,152円、差引残高は1,168万2,063円という黒字でございました。

それから、もう1点、ふるさと市町村圏事業特別会計がございまして、こちらの歳入は10億6,646万4,050円、歳出が10億6,646万4,050円、差し引きゼロと、これは基金からの繰り入れが、10億円からの繰り入れをして、それで各市町への清算をなされましたね。それぞれ、この議会にも議論があったわけでございますが、これとの関係で大きく予算がふくらんだということでございますが、2議案とも全議員の賛成で認定をされたということを報告をしておきたいと思っております。

それから、なお、これに先立ちまして事前打合会がございまして、今議会にも提案され、新聞でも報道されましたが、この広域一部組合が解散をするということで、この組合解散後の事務の

承認及び決算の調整につきまして、組合解散後の事務は京丹後市が承継をし、決算の調整も京丹後市において行う。事務のうち現金については、平成22年度負担金支出割合に準じて年度内の清算を原則としてやると。それから、仮に未払いが発生した場合等で22年度中に清算ができなかった場合は、4月1日以降に未払金を完済した後に京丹後市が他の構成団体に支出するものとする。それからまた、解散後の連携組織の設置につきましても、理事会におきまして、既に新聞等でご承知のように広域で取り組むべき課題に対応するために解散後も2市2町の首長が定期的に広域的課題について協議ができる場を設置する必要があると、この新組織には圏域を所管する丹後広域振興局からもオブザーバーとして参加を要請するというので、この・・・確認をされました。

そういうことで、この会議に出席をいたしましたので、報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（井田義之） それでは、最後に、私のほうから議長報告を行います。

議長報告ということで、私のほうからは町内外の事業にたくさん参加しておりますけれども、そのことについては割愛をさせていただきます。11月17日、18日に全国の議長会がありました。その中で私ちょっと、ほかの野田川改修の陳情で議長会には参加がくれたんですけども、私が行ったときに、いろいろな決議がなされておりました。特別決議が6件、それから、その他の決議が14項目、それから要望が23項目ということで、地方の皆さんが寄って、町村議会でするので、府に対する要望だとか決議を多く上げておられます。その中で、特別決議だけちょっと項目6件でするので、読んでみたいと思います。タイトルだけです。

地域主権改革の実現に関する特別決議。それから、町村税財源の充実強化に関する特別決議。医療保険制度の抜本的見直しに関する特別決議。森林資源の保全に関する特別決議。以上6件を特別決議として、大変重要だと、我々の要望であるということを上げておられました。これは、あと事務局においてきますので、その他の決議を見ようと思えば、要望等を見ようと思えば見ていただいたら結構かと思えます。

それから、その同じく東京で京都府の議長会も開催をされました。その中で町村議長、今、11人しかおらんわけですけども、三役は皆さんご存じのように会長、副会長、幹事ですけども、前幹事の大山崎町の江下議長が町長になられましたので、その後、後任として宇治田原の西谷議長が幹事になられました。それで町村議町会の三役というのは、南山城村の北議長。それから、副会長が伊根町の宮下議長、再度、議長になられましたので継続をされるのかなというふうに思っておりますが、宮下議長。そして、先ほど言いました幹事が宇治田原町の西谷議長。3人の方がいろいろと調整をしていただきながら議長会を進めていただけるということですので、以上、議長会の議長、私としての報告を、簡単ですけども、終わらせていただきます。

日程第4 請願第2号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 本議会に提出されました、与謝地方教職員組合から提出されました子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書につ

いて、紹介議員として趣旨説明を行います。

まず、内容を読み上げさせていただきます。

#### 請願趣旨

私たちは、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、発達を心から願っています。しかし、今、子ども達が健やかに成長と、発達をしていくための基盤がゆらいでいます。

子育て、教育の分野では政権の交代により、子ども手当の創設や公立高校の授業料無償化がスタートしました。しかし、厳しい経済状況、なかなか改善しない深刻な不況のあおりを受け、給食費や学級費の未納の家庭が増えています。又、経済的な理由で高等学校への進学をあきらめざるをえない子どもたちもいます。近年、教育費の父母負担がますます重く家計を圧迫するようになってきています。

文部科学省有識者会議でも教育費の家計への負担の割合の大きさを指摘し、負担軽減策の提言を行っています。義務教育費無償化の流れは世界の大きな流れです。

日本・欧米など先進28カ国中、日本は国民総生産に対し、教育費への公的支出の割合は27位と低く、日本の国民総生産に応じた大幅増額という改善が求められています。

どの子にもゆきとどいた教育を保障するために日本国憲法では「義務教育無償の原則」と「等しく教育の受ける権利」をうたっています。「せめて義務教育は無償にしてほしい」の願いはお子さんをもつ多くの親の切実な願いとなっています。

私たちは、子どもたちが次代を担うものとして大切にされ、「社会の責任で子どもを育て」「どの子にも豊かな教育が保障される」ことを願っています。そのために趣旨をご理解いただき、以下の請願事項を実現していただくようお願いいたします。

#### 請願事項

1 義務教育無償の原則を実現し保護者負担をなくすために、学校予算を増額してください。

2 経済的不安なく安心して学校に通えるよう「就学援助制度」の現在の基準に所得基準を加え支援の対象を広げてください。加えて、国の基準どおり就学援助費の支給品目を増やしてください。

3 児童生徒の「学校環境衛生基準」に基づく学習環境の改善、特に全教室の空調設備改善を年次計画ですすめてください。

4 児童生徒の通学安全確保のための措置をとってください。以上です。

補足説明をしておきます。請願趣旨に基づいて、この4点の請願事項を要望されているわけですが、一番目については文部科学省の専門部会でも中学生で17万円、小学生で10万円の父母負担がある。このことを指摘しながら、そしてまた、その負担の割合が非常に格差が広いということ、2番目の就学援助に関しても格差が広いということで、今、盛んに議論が始まっています。当町でも学校予算を一生懸命つけていただいておりますが、この負担というのは当然、当町でも大きなものがあり、引き続きこの学校予算をふやしていただいて、保護者負担をなくしていただきたいというのが父母の多くの皆さんの願いだということです。

それから、2番目については、今まで国の内規等々の基準に基づきまして、多くの項目での基準に基づいて当町の就学援助制度が進められてきました。一方で都市部においては所得基準によってやられてきました。その結果、大阪府では30%とかいう就学援助率になっていますか。当

町ではようやく12%を超えてきましたが、この格差というのが非常にあるということで、専門部会において、この格差の是正を求める、こういう報告がされました。その内容が、さきの和田議員が質問で取り上げられましたが、現行の当町の基準のようなものに加えて、多くのところでやっておる所得基準、これを一緒にやるということによって、そして、支給対象をふやすという、こういう格差をなくす、こういう報告書が出されておりますので、これは今までとはちょっと項目内容が違いますが、ことしから新しくこういうことにしてほしいということで要望が出されております。

それから、支給品目については、ことしの4月からPTAの会費等々の対象を拡大するということでの制度の改正がなされておりますので、それに基づいてふやしてほしいという要望でございます。

3番目については、学習環境というのは国の基準によって非常に厳しく、細かく決められております。当町でも、これに基づいて一生懸命、これを守るための、いろんな取り組み、しっかりと守っていただいております。しかし、この間、特に環境が大きく変化しまして、ことしの夏ですね、非常に猛暑が続いた、しかも9月に入っても猛暑が続いたということで、今まで取り組んできた、守ってきた学習環境だけでは、これが守り切れない状況が発生していると、こういうものにつきましても、直ちに、この環境衛生基準に基づいて対応を進めていただきたい。とりわけ書いてありますように、この中身では30度を目安に努力するということになっております。できたら28度以下ということになっております。ことしは、現場では39度を超えていたというふうな声が出ておりますので、特に教室でのエアコンの設置等々が、この基準に基づいて必要になっているということでの要望でございます。全国的にも教室のエアコン設置が広がっておりますので、要望したいということのようでございます。

4番目につきましては、この間、熊の出没がふえている。また、不審者等々も、やはりあるという声がありまして、父兄の中から登下校に対する不安というのは結構あるということで、そのために必要な措置は、ぜひとっていただきたいと、とりわけマイクロバス等々での、バスでの通学が必要だということであれば、積極的に、そういうことに対応していただきたい。そして、そういう場合にも、先ほどにもありましたが、義務教育は無償という立場から、こういうバス通学が必要な場合には、この費用も無償でということをお願いがしたいというのが、その内容というふうに向っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。紹介議員に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時55分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第5 議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第114号、115号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では、現在、11名の人権擁護委員にお世話になっておりますが、任期は3年で議会の意見を聞き、町長が推薦し、法務大臣が委嘱することになっておりますが、現在、委員をお世話になっております吉田均氏、井崎晴夫氏の任期が平成23年3月31日をもって満了となるため人格高潔で最適者として吉田均氏は引き続き、塩野正人氏は井崎晴夫氏の後任の委員として推薦いたしたくご提案申し上げるものでございます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、3月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案させていただいたものでございます。よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

本案は原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

議案第114号のときに、議案第115号も一括提案となりましたので、議案第115号については、もう既に採決が終わっておりますので、これを省略します。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時00分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第115号の提案説明は、議案114号のときに終わっておりますので、議案115号に対する質疑を受けません。

議案第115号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



議 長（井田義之） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認めます。  
議案第115号について、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第115号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。  
次に、日程第7 議案第116号 与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

太田町長。  
町 長（太田貴美） 議案第116号 与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策にかかる基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資するため、この条例の制定をお願いしようとするものでございます。

条例において、基本的理念を定め、具体的支援につきましては、別途与謝野町災害被害者等見舞金交付要綱を定め、犯罪被害者及び、その家族の支援に努めるものでございます。

条例第7条の見舞金としましては、死亡された方の遺族や傷害を受けられた犯罪被害者の方に一時金として、死亡の場合は30万円、傷害の場合は10万円を支給させていただくほか、平穏な生活を営むことができるよう国、京都府などと連携しながら相談や情報等の提供の支援を町として行おうとするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案については、今日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第117号 与謝野町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

太田町長。  
町 長（太田貴美） 議案第117号 与謝野町暴力団排除条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、この条例制定の背景についてですが、昨年11月に京都府内において拳銃発砲事件が発生するなど、全国的に暴力団による抗争事件が頻発しており、京都府では本年7月、府民等の生活から暴力団による不当な影響を排除することを目的に、京都府暴力団排除条例を制定し、来年4月から施行することとなりました。具体的には府が行う公共工事から暴力団員等を排除するなどとしております。そこで当町といたしましても、この京都府条例に呼応する形で当町が行う公共工事から暴力団等を排除するなど、暴力団の威力から町の行政、町内の事業活動をはじめ町民の生活に及ぼす影響を排除することで、町民の安心・安全、平穏な生活を確保しようとするもの

でございます。

特に、町が行う公共工事につきましては、その契約者の相手方であります元請人はもちろん、下請人や、これらの業者に物品を販売する業者に至るまで、暴力団員等を排除する必要がありますので、これを担保するため、去る11月22日には宮津警察署長との間で与謝野町が締結する契約等から暴力団等を排除するために必要な措置に関する合意書を締結し、工事の指名業者や、その技術職員をはじめ契約の相手方となる法人や個人が暴力団体等に該当しないかどうかを町から照会したり、警察署から通知を受けたりすることができることとしております。

条例には以上のほか、町民等への責務をはじめ京都府などと協働して暴力団の排除のために必要な町民等への支援、広報、啓発等を行うこととしております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第118号 丹後地区広域市町村圏事務組合の解散についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第118号 丹後地区広域市町村圏事務組合の解散につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

丹後地区広域市町村圏事務組合は、平成2年11月に丹後圏域が国のふるさと市町村圏の制定を受けたことに伴い、翌年2月に当時の丹後1市10町で構成します一部時組合として設立されました。設立以降、組合においては、ふるさと市町村圏基金の運用益により文化振興、産業振興、健康づくり、スポーツ振興、環境保全の推進など、各種の事業を実施し、圏域の活性化及び住民福祉の向上に一定の役割を果たしてまいりました。しかしながら、国、総務省では、ふるさと市町村圏施策は初期の目的を達成したとして、広域行政、行政圏計画策定要項及びふるさと市町村圏推進要項を平成21年3月31日をもって廃止されました。

組合では、組合事務の根幹にかかわる、この決定を受け、理事会で協議を進めた結果、組合として取り組む事業及び事務局体制の縮小を行い、組織の存続については、丹後2市2町のごみ処理事務を一部事務組合方法で対応していく可能性もあると判断し、丹後地区ごみ広域処理研究会での調査結果をもって平成22年に結論を出すこととしておりました。こうした中、ごみの共同処理にかかる最終的な結論が得られた段階にはありませんが、当組合の設立経緯や構成団体数の減少、地方自治体という組織形態を保つがゆえに、さまざまな事務を行わざるを得ないという非効率性などを考慮し、改めて自治会で協議した結果、本年度末で解散し、より効果的な仕組みにより2市2町の政策連携を図っていくべきという結論に至りました。このため、今回、地方自治法第290条の規定に基づき、本町議会及び関係市町議会において組合を構成する市町としての、そうした解散に関する議案の議決をお願いするものでございます。

なお、この事項につきましては、さきに開催されました丹後地区広域市町村圏事務組合議会においても報告されているところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより、議案第118号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第118号 丹後地区広域市町村圏事務組合の解散については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第119号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第119号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は9,690万7,000円を追加し、総額を118億8,025万4,000円といたすものでございます。

まずは、歳出の各科目で共通して計上しております、職員人件費につきまして、ご説明申し上げます。一般会計総額で1,828万6,000円減額いたしております。11月26日の臨時議会で特別職の給与と町職員の給与に関する条例の一部改正をお認めいただき、これに基づき期末勤勉手当等について減額するとともに、時間外手当等の増額と相殺した額でございます。そのほか第1款議会費では議員期末手当、第2款総務費では町長と特別職の期末手当、第10款教育費では教育長の期末手当を減額いたしております。

それでは、その他の歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。21ページ、22ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、防犯対策事業で第20節扶助費を30万円追加いたしております。これは、先ほどご提案させていただきました与謝野町犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者及び遺族に対し見舞金を支給させていただこうというものでございます。一般管理費、一般経費は第8節報償費で弁護士謝礼を24万8,000円追加いたしております。下水道工事の請負に対し、下請業者から元請業者及び町を相手として訴訟が起こされており、訴訟着手金として計上いたすものでございます。

25、26ページの第15目地域交通対策費では、町営バス運行事業を55万3,000円追加いたしております。これは現在、契約しております町営バス運行業務委託契約が、平成23年3月12日までであるため、3月13日以降の残り半月分の委託料を追加いたしたものでございます。

なお、9ページ、第3表、債務負担行為を計上し、平成23年度における町営バス運行業務委

託経費の限度額を1,156万6,000円に設定をいたしております。町営バスにつきましては、加悦谷高等学校への到着時刻の改善や野田川駅への乗り入れなど、利便性向上に向け取り組んでいるところでございますが、新たな利用者の確保にはつながっておりません。そこでアンケート調査等も行い、実態把握、分析を行い、次年度の運行については便数の見直し等による経費節減も視野に入れながら今後、コミュニティバスひまわり運営協議会、与謝野町地域公共交通会議の議論を経て運行体系を決定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。第4項選挙費、第6目京都府議会議員選挙費は来年4月に執行されます京都府議会議員選挙の22年度執行分として389万7,000円を追加いたしております。

次に、29、30ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、大腸がん検診委託料等の増額により国民健康保険特別会計繰出金を111万2,000円追加いたしております。地域福祉空間整備事業は第15節工事請負費で地域共生型福祉施設造成工事費を800万円追加いたしております。9月に追加補正させていただきました加悦加工場跡地の福祉施設用地について、既に測量及び造成にかかる実施設計を進めており、それに伴う造成工事費を追加いたすものでございます。

次のページの第5目社会福祉施設管理費では、算所会館管理運営事業を291万8,000円追加いたしております。耐震診断調査委託料を実績から60万円減額させていただくとともに、調査結果により改修が必要となっておりますので、来年度に耐震工事を実施するための実施設計委託料を351万8,000円追加いたすものでございます。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業を275万円追加いたしております。第13節委託料を利用者見込み数の増等により205万円追加いたすとともに、次の保育所管理運営事業や子育て支援センター、児童館においても同様ですが、京都府の地域子育て創生事業補助金を活用し、絵本などを購入することとし、第11節需用費で消耗品費を、それぞれ追加いたしております。保育所所管管理運営事業は10月入所者の増加や、職員の産前産後休暇、育児休暇の取得による臨時保育士並びに給食作業員賃金を追加するなど、総額で4,067万7,000円追加いたしております。

次に、35、36ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は、予防接種事業で第13節委託料を347万9,000円追加いたしております。高齢者インフルエンザ予防接種にかかる低所得者対策として、65歳以上の非課税世帯について1,000円の個人負担を免除するものでございます。新型インフルエンザ予防接種事業は第20節扶助費で助成金を追加するなど、総額で119万2,000円追加いたしております。これは国の制度が延長されたことにより、65歳未満の非課税、生活保護世帯について無料で接種いただくものでございます。

次に、飛びますが39、40ページから次のページへかけての第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費につきましては、住宅改修助成事業を2,000万円追加いたしております。これは9月補正予算で3,000万円追加するなど、総額で8,000万円を計上いたしましたが、大変多くの申請がございまして、さらなる追加をお願いいたすものでございます。

45、46ページの第6款農林水産業費、第2項林業費、第2目林業振興費では、有害鳥獣対

策事業を、総額で23万3,000円追加いたしております。これは有害鳥獣処理手数料を実績見込みで追加するほか、新規施策として有害鳥獣捕獲担い手育成事業補助金や野生鳥獣猛暑関連被害緊急対策事業補助金を追加いたしております。これは京都府の補助事業を活用し実施するものでございますが、猟銃購入に対し上限を30万円として補助いたします。また、野生鳥獣による農作物への被害が多いことから、集落全体を囲む広域防護柵や忌避作物を組み合わせた整備に対する支援を推進するもので、香河地区と奥滝地区の取り組みに補助金を交付するものでございます。その下、林業等整備事業につきましては、京都府が施行いたします成相線の負担金として丹後縦貫林道、リフレッシュ事業負担金を800万円追加いたしております。

次に、47、48ページ、第7款商工費、第2目商工業振興費では商工業者金融支援事業を450万円追加いたしております。これは与謝野町信用保証料補助金として京都信用保証協会に支払われた保証料に対し、補助金を交付するものでございますが、大変多くの申し込みがございまして、追加いたすものでございます。

次のページの第4目観光費では、観光宣伝事業で観光PR看板設置工事費を50万円追加いたしております。来年4月に鳥取豊岡宮津自動車道の宮津野田川道路が供用開始されますので、それにあわせて与謝野町をPRする看板を衛生プラント付近に設置するものでございます。

次に、51、52ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業を2,654万9,000円減額いたしております。現在、京都府において二級河川岩屋川の河川改修工事を鋭意推進していただいておりますが、本年度予定の施工区間が当初よりも短くなったことにより町道橋のかけかえ工事が来年度へ先送りとなりましたので、それらの工事費等を含め減額いたすものでございます。

次に、飛びますが59、60ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を310万円追加いたしております。消耗品、光熱水費をはじめ管理運営経費を追加いたすものでございます。

次のページの第3項中学校費、第1目学校管理費では、中学校管理運営事業を113万9,000円追加いたしております。小学校同様、光熱水費の追加のほか、非常勤講師の賃金等を追加いたすものでございます。

次のページへかけての第2目教育振興費では、中学校教育振興費を一般経費を123万円追加いたしております。これは各クラブの各種大会出場のためのマイクロバス等、借上料を実績見込みにより追加いたすものでございます。

71、72ページ、第14款予備費は63万円追加し、調整をいたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。

15、16ページをお開き願います。第9款地方交付税で、普通交付税を6,200万円、特別交付税を500万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目土木費国庫補助金、第1節道路橋りょう費補助金は道路改良事業費補助金を1,620万円減額いたしております。先ほどの歳出でもご説明いたしましたが、橋りょうのかけかえ工事の先送りなどによる大幅な減額に伴うものでございます。第14款府支出金、第2項府補助金、第2目民生費府補助金は、歳出でご説明いたしました保育所、学童保育等で購入いたします絵本等に対す

る補助金として地域子育て創造事業費補助金を284万円追加いたしております。第3目衛生費府補助金は、新型インフルエンザ接種助成費臨時補助金を535万8,000円追加いたしております。第5目農林水産業費府補助金は、歳出でご説明いたしましたように緑の公共事業補助金を追加するとともに、新規に野生鳥獣猛暑関連被害緊急対策事業補助金を追加し、総額で1,245万円追加いたしております。

次のページの第3項委託金、第1目総務費委託金は選挙費委託金で京都府議会議員選挙委託金を389万6,000円追加いたしております。第15款財産収入、第2項財産売払収入は土地売払収入を1,856万9,000円追加いたしております。府道野田川大宮線の改修工事に伴い町営住宅山王下団地横の町有地を京都府に売却するものでございます。第16款寄附金はふるさと納税寄附金を14万円追加いたしております。4名の方からご寄附をいただいたものであり、今年度のトータルといたしましては6名の方から46万円のご寄附をいただいたこととなります。貴重なご寄附をちょうだいいたしましたことに、この場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

第17款繰入金、第2項特別会計繰入金は財産区特別会計繰入金を20万円追加いたしております。後ほど財産区特別会計でご説明いたしますが、滝財産区が保有しております立木の売却に伴い、財産区と町に分収割合によりまして町へ売却代金の55%相当額を繰り入れするものでございます。第20款町債は総額で10万円追加いたしております。それぞれ歳出でご説明いたしました事業に基づき算所会館整備事業債、林道整備事業債を追加するとともに、道路整備事業債の増額、橋りょう整備事業債の減額をいたすものでございます。

なお、10ページに第4表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。また、8ページには第2表繰越明許費を計上いたしております。第6款農業水産業費、第2項農業費でリフレかやの里管理運営事業を8,157万5,000円繰り越すものでございます。現在、調査設計業務を進めているところでございますが、工事の完成は年度を超える見込みのため、工事請負費及び施工管理委託料を翌年度へ繰越明許いたすものでございます。

以上が、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第120号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第120号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、188万4,000円を追加し、総額を10億7,280万円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費、職員人件費につきましては一般会計同様に11月26日の臨時議会でお認めいただいた与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により総額

で49万9,000円減額いたしております。第2款維持管理費、第1項維持管理費では、施設管理事業の修繕料を54万8,000円追加いたしております。これは上山田第2浄水場の水位計の修繕費用及び石川高浪送配水管において破損事故がありましたので、破損した水道橋の修繕費用を追加いたしております。第5款予備費は30万8,000円減額し調整いたしております。以上が、歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入ですが、第8款諸収入、第2項雑入では平成20年9月に与謝浄水場において工区配水池流量計が雷により故障した件につきまして災害共済保険から給付がありましたので、建物自動車共済金を18万8,000円追加いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、今日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第121号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第121号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は39万2,000円を追加し、総額を19億5,010万7,000円といたすものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。各科目で計上しております職員人件費につきましては、一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき期末勤勉手当の減額のほか、事業間調整等により全体で34万5,000円減額いたしております。第2款維持管理費、特定環境保全公共下水道事業では光熱水費のほかマンホール、下水道管等の修理、修理料として第11節需用費を42万6,000円追加いたしております。

第13節委託料では当初見込みに比べマンホールポンプの稼働数がふえたことに伴いマンホールポンプ保守点検委託料を20万5,000円追加するほか、データコンバート作業委託料を42万円追加いたしております。これは旧野田川町の受益者分担金に係るデータを移行させるための費用でございます。第4款公債費は公共、特環ともに有利な返済になるよう補償金免除の繰上償還に伴い、元利均等償還から元金均等償還に借りかえを行い、第1目元金及び第2目利子の全体で27万5,000円減額いたしております。第5款予備費は17万円を追加し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第7款諸収入につきましては、申告による消費税還付金を13万2,000円追加いたしております。第8款町債につきましては、事業費精査により第1目下水道事業債を260万円追加し調整いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろ

しくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第122号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第122号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は690万8,000円を追加し、総額を8,522万8,000円といたすものでございます。

まずは、歳出についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。各科目で計上いたしております職員人件費につきましては一般会計同様に、与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき期末勤勉手当の減額のほか、事業間調整等により全体で4万5,000円減額いたしております。第3款事業費、第1目農業集落排水施設整備事業費では、事業精査により第13節委託料200万円減額するほか、下水道管敷設に伴う町道の舗装復旧工事の現場精査により第15節工事請負費を870万円追加いたしております。第4款公債費では、借入金償還利子を当初見込みより低い利率で借り入れできたことにより57万8,000円減額いたしております。第5款予備費は5万6,000円を減額し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第3款府支出金では、第1目農業集落排水事業補助金を府の内示額の増額により138万5,000円追加いたしております。第7款諸収入では、建物自動車共済金を12万4,000円追加いたしております。これは雷により破損いたしました宅内ポンプ水位計の共済金でございます。なお、水位計の修理につきましては、平成21年度に実施いたしております。第8款町債は、事業費の増額に伴いまして540万円追加いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正計上し同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第123号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第123号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定の歳出のみの補正でございますので、総額の変更はございません。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。第1款総務費



は一般会計同様に、与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき期末勤勉手当の減額等により職員人件費を65万5,000円減額いたしております。第3款予備費で同額を追加し、調整いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第124号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第124号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では438万9,000円を追加し、総額を30億555万4,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定の補正は65万9,000円を追加し、総額を9,554万9,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費ではレセプト電子化に伴う電算プログラムの変更委託料を129万7,000円追加いたしております。

なお、本改修経費につきましては、全額が国の特別調整交付金の対象になっております。第8款保険事業費、第1項保険事業費、第1目特定健康診査等事業費は一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により職員人件費を4万5,000円減額いたしております。第2目保健衛生普及費は国保被保険者の前立腺がん及び大腸がん検診の受診実績により検診委託料を309万3,000円追加いたしております。第12款予備費では4万4,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では、歳出でもご説明いたしましたレセプト電子化に伴うシステム改修費として、特別調整交付金を129万7,000円追加いたしております。第7款府支出金、第2項府補助金につきましては、特別調整交付金を198万円追加いたしております。これは歳出でもご説明いたしましたが、前立腺がん、大腸がん検診の実績により、交付見込額を追加いたすものでございます。第10款繰入金は、大腸がん検診費用について、町負担分として一般会計から111万2,000円の繰り入れを行うものでございます。

次に、直営診療所勘定の歳出からご説明申し上げます。26、27ページをお開き願います。

第1款総務費、第1目一般管理費では、事業勘定同様、人件費を26万4,000円減額いたしております。第2款医業費、第1目医療用機械器具費では胃カメラ用スコープの修繕料を73万5,000円追加いたしております。第5款予備費では18万8,000円追加し調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第4款繰越金、第1節前年度繰越金を65万9,000円追加いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第125号 平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第125号 平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は36万3,000円を追加し、総額を8,039万9,000円といたすものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第2款の財産収入では、滝財産区におきまして宮津地方森林組合に立木の売却がございましたので、第1節立木売払収入を36万3,000円追加いたしております。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款財産区管理費、第28節繰出金は一般会計繰出金を20万円追加いたしております。これは歳入でご説明いたしました立木の売払収入につきまして、収造林にかかる契約が昭和50年に滝財産区と旧加悦町で締結されており、滝財産区が100分の45、町100分の55の持ち分割合に基づき収益を分配することとなっております。そのため町の持ち分であります20万円を一般会計に繰り出すものでございます。第2款予備費は16万3,000円を追加し調整いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第126号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第126号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は収益的収入並びに収益的支出の補正でございます。それでは、収益的収入からご説明申し上げます。3、4ページをお開き願います。第1款水道事業収益、第4目他会計補助金では一般会計補助金を7万8,000円追加いたしております。これは子ども手当の増額に伴う一般会計からの補助金となっております。

次に、収益的支出について、ご説明申し上げます。収益的支出の補正は職員人件費のみの補正となっております。全体で33万7,000円追加いたしております。一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当等を増額するほか、人事異動によります差額分を調整いたすものでございます。

以上が、平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろし

くご審議いただきご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は12月14日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時50分）